

別表十(九)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書				事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
配 当 の 額 の 計 算	利 益 の 配 当 の 額	1	円	特 定 社 債	特 定 社 債 の 当 期 末 残 高		14	円	
	み な し 配 当 の 額	2					15		
	配 当 の 額 (1) + (2)	3			$(14) \times \frac{5}{100}$		16		
配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)		16		
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5			$(15) - (16)$		17		
	減 損 損 失 の 額	6			当 期 に 償 還 し た 特 定 社 債 の 額 の 合 計 額		18		
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 特 定 社 債 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額		19		
	配 当 可 能 利 益 の 額 (4) - (5) - (7)	8			$(18) - (19)$		20		
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、 $(8) - (23)$) (マイナスの場合は0)	9		場 合 の 調 整	損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額		21		
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10			$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)		22		
	(3) が (10) を 超 える 場 合 の (3) の 額	11			特 定 社 債 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 $(17) + (22) \times 2$		23		
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	12							
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (11) と (12) の う ち 少 な い 金 額	13							

別表十(九)
令七・四・一以後終了事業年度分

別表十(九)

令七・四・一以後終了事業年度分

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額